

平成27年 第3回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成27年9月9日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成27年9月9日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番	児玉求	2番	世利孝志
3番	白水勝元	5番	三角栄重
6番	田ノ上真	7番	松山力弥
8番	猪谷繁幸	9番	田原重美
10番	合屋伸好	11番	原野敏彦
12番	三上政義	13番	柴田真人
14番	今村桂子	15番	三角良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋裕史	副町長	平松秀一
教育長	安河内文彦	理事(事業統括)	安川敏幸
理事(会計管理者)	稲永修司	総務課長	今泉俊裕
まちづくり課長	櫻木幹夫	住民課長	満行誠
税務課長	梅野猛	健康福祉課長	小林はつみ
都市整備課長	安河内久人	地域振興課長	安河内隆
上下水道課長	石井浩二	子ども教育課長	御手洗文生
社会教育課長	川津政文	税務課参事	甲能裕和
総務課課長補佐	平山幸治	監査委員	百田清二

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

きょうは、8人と多めの一般質問者でございます。議員各位の活発なる質疑応答をお願いしたいと思います。

これから本日の会議を開きます。

.....

日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。1番、児玉求議員。

○議員（1番 児玉 求） おはようございます。議席番号1番、児玉 求です。これより一般質問を始めます。

子ども医療費助成拡充を中学3年生卒業まで医療費を無料に。

また、チャイルド・プア問題での講演会を須恵町主催で開催をの2問となります。

資料を配っております。A3版の福岡県子ども医療助成制度の資料を参照にしてください。

県は8月4日の県議会厚生労働環境委員会で、来年10月より現行未就学児対象の医療費助成を小学6年生までに拡充すると発表をいたしました。所得制限を設定した上で、自己負担の上限を通院月額1,200円、入院月額3,500円とする一方、3歳就学前の通院、自己負担額を現行月額600円から800円に引き上げを決定いたしました。

6月定例会で、一般質問で中嶋町長は「県が決定すれば可能になるかもしれない」と答弁されました。県の決定を受けて、就学前園児913人、小学校児童1,784人、中学生792人、県の補助が小学6年生まで50%であれば、その軽減分を使えば中学3年生卒業までの医療費無料化は実現できると思われます。糟屋郡医師会も要望されております。

糟屋地区市町長会、また糟屋中南部6町、須恵町、粕屋町、篠栗町、宇美町、志免町、久山町で検討されてきた議案です。

県が決定しましたので、ぜひ中学3年生卒業までの医療費無料化を、糟屋地区足並みをそろえて、中嶋町長の熱意で実現していただきたい。中嶋町長の決意をお聞かせください。これが1問でございます。

それと、チャイルド・プア問題での講演会を須恵町主催で開催を。

8月3日から4日に開催された第一回市町村議会議員特別セミナーに7名で参加しました。NHK報道ディレクター新井直之氏によると、子どもの相対的貧困率は16.3%で、6人に1人、全国で約300万人。例えば3人世帯で手取り年収211万円、ひとり世帯では122万円を下回る世帯の割合とのことです。

子どもにとって、学ぶ・遊ぶ・医療を受けるなど当たり前の生活が難しい状態であります。最も深刻なのは、ひとり親家庭の貧困率は54.6%、OECD先進諸国でワーストです。特に、母子家庭、背景に女性の貧困、母子世帯数は2011年、123万世帯、子どものいる世帯の8世帯に1世帯の割合です。背景に、3組に1組が離婚、親権は母親が8割を持ちます。

母子世帯の平均年収手取りは179万円、一般世帯年収450万円の4割以下です。母子世帯の8割が就労をしております。しかし、半数が貧困です。就労世帯の5割がパート、アルバイト。養育費の支払い率は、これは元夫からですが2割。

現在の貧困の特徴、離婚でシングルマザーになり、非正規の仕事をかけ持ちでも低収入。子育ての両立が困難、ストレスから精神疾患等体を壊す。医療費の負担増になります。そのため車を手放し、仕事や子育てに支障が出ます。一つの不運が次の不運を呼び、貧困からはい上がれなくなる。

子どもの貧困の実態は、給食が唯一の食事だと。遠足に行けない、虫歯やけがの治療ができない小学生。2年間の車上生活で学習が遅れる中学生。社会から孤立して生きる希望を失う高校生。経済的理由で母親を失い、自立できない19歳。何が問題か経済的貧困にとどまらない心の貧困。自己肯定感、自尊心の欠如、継続する気力や将来の夢を持ってない、こういうことで孤独から早期結婚、妊娠、離婚、これが貧困の連鎖が続くわけであります。

何が問題か、教育と福祉、地域をつなぐ役割が必要。国の対策は、「生活困窮者自立支援法」2015年4月施行されました。生活保護費を切り下げ、2015年4月までに段階的に670億円の削減がされます。求められる対策は、現金による支援、奨学金の充実、児童扶養手当等の見直し、また現物サービスによる支援、保育サービスの充実、学校への支援。

チャイルド・プア対策は、どのような日本社会を理想的に制度設計していくか、子どものいる家庭への法的支出、国際的にも低いわけです。子どもの貧困は、自己責任論だけでは解決できません。平等に教育を受けられる権利を保障すること。まず、現状を知り、町民一体となって誰かが助けてくれるような社会、働けば報われる社会、子どもを安心して生み、育てられるような社会へ、新井直之氏の講演会はその道しるべになると思っております。町主催で講演会を、中嶋町長の答弁をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） お答えをします。まず、子ども医療費の助成拡充をということでございますが、前回の議会で質問されたわけでございますが、町長会としては、昨年の12月ぐらいからこの検討に入ったわけでございますが、一覧表を見ていただくとわかりますように、糟屋郡は足並みをそろえて県の制度よりも一歩進んだ形でやってきておったわけですが、なぜ糟屋郡が統一

するかといいますと、須恵町の人がいわゆる須恵町で医療機関にかかるわけではないわけです。粕屋町であったり志免町であったり。そうすると、医療機関も大変なことです。志免町はゼロ円、須恵町は負担を取る。そういうことはできないから、糟屋郡で統一して話し合いをしましょうというのが、町長会でその料金を統一する目的にということになっておるわけでございます。だから町長会で話しておるわけでございます。

通常なら、その町の町長が独自で考えればいいことですが、本町においては町が範囲も狭いし、よその町の医療機関にかかる率が高いということから、郡の町長会で統一した料金を設定しようということにしておるわけです。ただ、新宮町だけは、いわゆる北部の方で福岡市と古賀市との間にあって、古賀市あるいは福岡市を見ながらやらなければならないということで、あまり糟屋郡との統一の料金設定、そういうものは影響ないわけでございますので、中南部6町が話し合いをしてということですが。

御存じのように10月が粕屋町の町長選挙でございまして、公約としても医療費の件が上げられておりましたので、まあ、現在そっとしておるといふかそういうことですが、7月の町長会で再度この件の話し合いをしたわけですが、糟屋郡においては県の制度よりも一歩進んだ形で行っておりますので、中学3年までの医療費を、とりあえずは入院に限ってということですが、無料化をしようとして、負担金は取りますけれども、そういうふうな結論といふか話し合いの方向性は出しておるわけですが、最終的にそれぞれの町が財政的にできるのかできないのか、あるいはどの程度費用がかさむのかということと考えて、選挙後、選挙中を含めて、それぞれの担当者の方で話し合いをしていただくということで結論づけておるわけでございます。

就学前から小学校6年まで、その助成制度があるからそれを充てればと簡単に言われますけれども、ただ、小学校まで上げるだけで2,700万円ぐらい自己負担が増えてくるわけでございます。単に補助金をそれに回せば、それで済むことならば、それは誰でもやるわけでございますけれども、できないということで、たったそれだけを上げるだけで2,700万円から違うわけでございます。

それを中学校まで、また引き上げるわけでございますから、当然、3,000万円、5,000万円という金が各町の新たな負担となるわけでございますので、そういったことで、財政的に対応できるのかということを担当者会で話し合いをしていただいて、そして方向性をつけるということでございます。

それから、もう一つのチャイルド・ブアの問題でございしますが、これは制度的にも額的にも十分かどうか分かりませんが、生活保護法の6条とか、あるいは要保護、準要保護というような、特に、義務教育に通う子ども達については、国の特別の援助があつておるわけでございます。

大体一人当たり平均しますと5万円程度ぐらいが国からの助成になっておるわけですが、今、言われましたように、大体、生活困窮、要保護、準要保護者の数が本町でも、484名おってあるわけございまして、これにかかる費用が2,500万円程度、本町としてもそういう人たちに助成をしていると。

全児童の18.8%の人たちが、いわゆるチャイルド・プアといわれる人たちで、この人たちについては国の制度、あるいはプラス町が特別に、また助成を行っているというような状況でございまして、いわゆる制度そのものとして、須恵町においては児童生徒の就学援助規則によって該当する要保護及び準要保護、いわゆる生活保護に準ずる世帯を準要保護といいますが、通学用品、給食費、新入学児童に対する学用品等の助成を行っておるところでございまして、経済的に苦しい家庭については、それなりの国からの制度あるいは助成そういうものがあるわけですが、これが十分ではないと言われれば、十分にするための運動を国に働きかけをするというのが当然であろうと思いますし、私は、そういう制度そのものを須恵町の町主催で講演会を開いて何になるのかなあという気持ちを持っております。

いわゆる働いてその人の収入を得るわけでございますので、これは国を挙げて、非正規雇用の人たちの生活、収入が少ないというその制度を、やはり政府がそのことを上げていくということをやらないと、うちの町でやったところで、うちの町の経営者はそれをわかったということで、若干上げるかもわかりません。ほとんどの8割以上の人たちはよそに働いておるわけございまして、須恵町でこのチャイルド・プアの問題の講演会を開いたところで何になるかと。

それよりも、私は質問の内容は毒親の方の質問だろうというふうに思ったわけでございます。これについて、毒親というのは、いわゆる親の権利・義務を放棄すると、あるいは過干渉になる、もう逐一子どもに何とかかんとかと言うて、いわゆる家庭内暴力的な言葉を発したり、いろいろして子どもを過干渉する。あるいは親の義務を放棄して、食事も与えないとか、そういうふうな状況であれば、これは人権週間とかなんとか、PTAあるいは育成会あたりをお願いをして、そういうところで講演会を開いていただくということならば、私は賛同しますが、この制度そのものに対して、須恵町で講演を開いて何の意味があるかということを申し上げたいというふうに思っております。

これは国の制度で、国がきちんとしてもらわないと、その制度が十分ではないということになれば、国に何らかの形で働きかけをしていくということが大事なことはなかろうかというふうに思っております。

特に、医療費にしても2,700万円から負担が増えてくるわけです。そうしますと、もう須恵町で入ってくるのは課税した額、いろいろこの人は幾ら、この人は幾ら、これが100%入ってきたとしても苦しい状況であるわけでございます。

それが、現在でも合同審査の中で税務課長が申し出ておりましたけれども、収納対策を計画してやっていきますよと、それも対費用効果を見ましても、残業代がかさむとかそれ以上のものは取れてこない。要するに取るために係る費用も同じようにかかっていくわけでございまして、税収は数字的には増えていきますけれども、支出の部分も出ていくという状況になって、やはりお互いに権利・義務を遂行していけば、こういった問題については簡単にということはありませんけれども、十分にそれは聞き入れる耳は持っておるわけでございますけれども、なかなかそうはいかない、財政的に。

特に、宇美町、隣の町のことを言うと失礼でありますけれども、宇美町においても待機児童の問題、幼児保育所をつくらないといかん。あるいは庁舎が耐震構造になっていない、庁舎を建てなければならないとか、そういう問題。篠栗町においても、耐震化できていないということで庁舎を建設しなければならない。あるいは新宮町においては、人口急増で非常によくなってきたという状況でございますけれども、いわゆる中学校が1校、小学校が2校、昔は1校建てるのに30億円ではよかったのですが、今は50億円、2つをしますと100億円、土地の購入については国の補助制度はありませんので、ほとんどが自前のお金でしていかなければならないという投資がかかってくる。そういった中で、それぞれ裕福であるような数字は出ておりますけれども、その町、その町では苦しい状況にあるわけでございます。

そういったことを糟屋郡の町長会では忌憚のないところで話し合いをして、じゃ、どの辺までができるのかということを通じ、先ほど言いましたように、須恵町の子ども達が篠栗に行ったり志免に行ったり、粕屋といった病院に行くわけですので、それを統一させるための最低の限度、これを引こうというのが町長会の役目でございます、この制度そのものに町長会がどうするこうするというものではありません。

それは、一人一人その町の町長として町長が考えるべきことですが、医師会等の話し合いの中でも、統一をして欲しいということでございますので、その最大限のところまで伸ばそうと、引き上げようというのが町長会で行う役割でございます、町長会の会長だからリーダーシップをとってという質問については、私はそういうことでは答えられないと、それぞれ町の長として、町民のために頑張っているわけでございますので、それについては、私からどうだということではないわけでございます。

以上でございます。あとは再質問でお答えしたいと思います。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 今の町長のお話で、まず、予算、まあ、財源がないというふうにおっしゃいました。国のほうが、何でも使ってもいいという予算ではございませんが、2億4,000万円の補助、それがあります。それと、財政調整基金もございます。

私といたしましては、その足並みをそろえるというのはもちろんでございますけども、先陣を切ると申しますか、一歩前に進むということに関しては、やはり町長会の会長でおられるわけですので、ぜひ前向きにリードしていただきたいと思っております。

下のレベルといいますか、糟屋郡のほかの自治体に比べてこの助成については前進しているわけではありますが、もっと前進している自治体も非常にあるわけです。ここで見ていただきますとそれはどういうことかと言いますと、やはりその町の町長の思惑と申しますか、その考え方、または議会の考え方がより町民に向くと、町民の生活をどう支えていくかというところに尽きるんじゃないかと思います。

そこをひとつお願いしたいという点と、このチャイルド・プアの問題は、非常に重要な問題でありまして、国の政策がもちろんそうではありますが、国の予算内でするそのことばかりであれば、やはり町の機能としてはいかがなものかと。地方からもやはり県なり国なり改善すべきことを指摘すると、そういう立場も必要じゃないかと思います。

町の自治を、県の言われるまま、国の言われるままでやっていけば、それは県の補助機関であってもできる問題じゃないかと思います。やはり基本は町民の生活をどう安定させて、住みやすい町にするかとそういうことを考えていただきたいと、私はそういうふうに思っております。町長の答弁をお願いします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 誰でも安定して生活していく、誰でも望むことであって、その人の努力があって、努力の足りなさもあったりするわけですね。それがみんな同じレベルで、共産主義社会ならそれはなるかもわかりませんよ。それでも、中国あたりは、あれだけ70人も粛清されておるわけですよ、北朝鮮あたりでも中国でも幹部どころ、汚職がものすごい数ですよ中国は、共産主義の中で。そういう、いわゆる同じレベルにするということは不可能でしょう、まずは。

それと、今言われましたけど、財政力がそれぞれの町にあるわけですよ。財政力が豊かなところは十分やっていっていいわけですよ。ただ、糟屋郡は通院するために、よその町に行くから統一しようと、それで延ばされる。

例えば志免町であれば、極端に言えば中学校まで入院も通院も無料にできるかもわかりません。それが、宇美町ができないということであれば、その最低限でできるところまで引き上げようと。だから、県の制度より一歩進んだ形の制度を設けてやっておるわけでございます。制度そのもので抑えるならば、それは、今言われたように、県がやれ言うたから町村もやりなさいということと同じことです。それぞれの町が努力をして、県の制度よりも一歩進んだ形の制度を考えようとしてやっておるわけです。それには財政が影響するわけですよ。

財政というのは、今、財政調整基金があるからと簡単に言われましたけど、そんな簡単なこと

じゃないですよ。平成17年度から22年度、古い議員さんたちはおわかりだと思いますけれども、いわゆる小泉・竹中政権のときに合併の特例法が延長されたときに、合併を進めさせようということで国の制度として、我々地方交付税も24億円ぐらいありましたけど、17億円まで下げられたんですよ。その1億円を稼ぐのにどれだけ苦勞をするですか。だから町有地を売って、基金をまずためなければならぬと、合併になるときに持参金として、嫁入り道具としてお金を持っておかないといかんということで、ためてやっと今28億円ですよ。

私が就任したときに24億円でした。それが今、28億円まで、大体28億円持っておけば、掛ける3倍の90億円ぐらいの仕事ができますよというだけの話であって、しかし、この基金をためるのは大変なことなんです。

だから、当初予算でも昨年も4億円ぐらい基金から取り崩して一般会計に入れようという、財源がないからそういう制度をとっておるわけですよ。そして、国保医療とかに繰り出さなければならぬ。それが返ってくる昨年は、特に医療費が安かったから1億5,000万円ぐらい返ってきた。それによってやっと息ついているわけですよ。

お金をつくるというのはどれだけ大変なのか、今言われるチャイルド・プアの問題でも同じことでしょう。親が働いて高給を取りたいけれども、取れる職場がないわけでしょう。私どももそうです、須恵町も、何で稼ぐんですかこれを。

福岡市とか東京都であれば、稼ぐのはいっぱいありますよ、稼ぐ手段がないから苦しんでおるわけじゃないですか。それは議員としては当然知っておくべきことでしょう。どれだけ町民の皆さん、議員の皆さん、職員が骨折ってこの5年間に17億円、もう来年度の23年度の予算が立てられないという状況・危機感にあったわけですよ。それを乗り越えてやっとこの28億円を、財政調整基金があるからって、こげな暴言的なことを言われると、私はもう頭に來ますね。そういうことじゃないですよ。

それと、先陣を切ってと、先陣を切るとか切らないとか、糟屋郡の町長が競争しているわけじゃないですよ。ある面ではいい競争をしていますけど、協調するところは協調する、それは医師会に便宜がいいように協調しようと、お互いにしてあげましょうというようなことをしていますが、じゃ、志免町と須恵町と宇美町でそれぞれ争いをしていく、昔はありました確かに。志免が何をつくったからうちは何をつくるのかっていうことがありました。そういうことじゃないわけで、小さな町ですよ。

うちが16.33と言いましたが16.31ぐらいに今、面積が狭くなりましたけども、そういう中で、志免町は8平方キロメートル、粕屋町は14、糟屋中南部を合わせたって今、合併したところ町の一つの面積もないぐらいですよ。その中で幾つもあるわけじゃないですか。糟屋郡というのは特別に恵まれているところですよ。

だから、医療費の問題にしても、要するに受診者数は余り高くはないわけです。しかし、受診料というのになると高度医療が近くにありますので、物すごく医療費が高い、受診率ということになりますと田川、筑豊のほうがものすごく高いんですよ。しかし、高度医療機関の病院がないから医療費は60万とかなんとか、そうしたらこの福岡近郊都市圏については、80万とか120万円とか、えらい高い医療費になって来ておる。

それぞれの町の独自の条件というのがあるわけで、そのために1,700からの市町村があるわけでしょうが。国でそれがやっていけるなら国一つで、1本で市町村も県もいりませんということになっていきましょーけど。

だから、今、道州制の話が出ておりますけども、町村はそういうことじゃないと、やっぱりきめ細かい行政サービスをしていくためには、やっぱり町村というのは残すべきだということで。特に、何年か前の八女の方の大水害が起きましたが、あれは、確かに自然災害が起こっていますけども、あとは人災ですよ。それぞれ昔の八女村とか八女町とかいろいろそういう町があっておれば、即対応していますよ。そこに地元の業者の方もあってあって、しかし、今は地元の業者もおっていない。久留米市になって、久留米市の大きな業者だけしかない。その人たちが加勢をしない。

うちであれば、6業者とか7業者土木業者はおりますよ。雨が降ったら業者が走ってきますよ、まず役場に。そして、自分がしている仕事場を、まず対応します。そしてほかに、何かないですかと、我々手足は持ちませんので、その地元の須恵町の土木組合の人たちが対応してやってくれておるわけですよ。それが、いわゆる大きな町になっていくと、そういうきめ細かさがなくなっていく、そのことによって大きな水害に発展していったわけでございますよ。

そういうことを含めて言いますように、私がどうだこうだとかそうじゃなくて、みんな一所懸命やっておるわけで、そして一所懸命してきたことを簡単に、それを取り崩せば済む的なことを言われると、私は立腹するということでございます。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 私が申し上げました財政調整基金が、町長のほうでは3倍くらいためていろいろしたいというふうにおっしゃいましたが。

○町長（中嶋 裕史） 3倍ぐらいためてじゃない。基金があつたら3倍ぐらいの仕事ができると言ったんですよ。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと言葉を訂正いたします。それはよくわかるわけですが、今の国のほうで補助が2億4,000万円、補助も出ております。私はやる心構えだと、そういうふうに思っております。

そして、足並みをそろえると言われていたわけですが、足並みをそろえる、その前に一歩進む

と、そういう一番下の自治体の条件、まあ、各自治体でいろいろ財政事情はあるとは思いますが、それを基準じゃなくてより進んだ形で、県のほうもこの医療費についてようやく腰を上げた。ほかのことにしましては、非常に福岡県はいろいろな住民福祉に遅れておるわけですね。

そういう中で、私は町長に申し上げたいのは、一番下の水準をベースにするんじゃなくて引き上げる、そういう前向きな姿勢をリードしていただきたいと。よりそれを求めたいと思っております。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 最低限、だから話し合いをしている糟屋郡では、県がやりよるよりもプラスアルファの中学3年までに引き延ばすという方向で、今、担当者に提案をしていますという話をしたじゃないですか。一番最低のところでまとめようとかということではないわけでしょうが。

今でもそうですよ。就学前が6年生まで延長しているのは糟屋郡じゃないですか。何も下のレベルにそろえようという話は何もしていないですよ。上のレベルでしておるわけじゃないですか。

それと、医療費についても、今まで町の予算の3分の1、国にしても今92兆円ですが、だから30兆円ぐらいが医療費にかかるもので支援したとか、今50兆円になっているわけです、半分ですよ。昔は3分の1が医療費にかかる、医療費とかそういうものがどんどん膨れ上がっていったおるわけです。

だから国としても、どこかで抑えなければならないという話を今しておるわけでございますけれども、しかし、言うようにやっぱり無医村的な、きょうもテレビで朝あっておりましたけれども群馬県、そこでは要するに救急医療あたりが手薄になっていると、医師の数も日本で一番少ないというようなワーストであるということから、個人の人が救急病院を2億ぐらいの借金をしてやるという話をしておりますが。

だから、2億4,000万の景気対策債の交付金ですけども、それがあから何でも使えるわけじゃないんですよ。計画をして、景気対策に伴うものとして使うわけですよ。だから2億4,000万円入ってきたから勝手に医療費に回せと、そげんなことじゃないんですよ。それを理解してくださいよ。それを理解もせずに、一般質問というのは情けないですよ、私としては。何にでも使える2億4,000万円、ポンとほらというてくれたとなら別ですけど、それは計画書をそれぞれみんなが作成をして、そして2億4,000万円をできるだけ満額もらおうという努力をしておるわけでございます、職員は。

以上です。

○議長（三角 良人） 以上で、児玉議員の質問を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（三角 良人） 2 番、世利孝志議員。

○議員（2 番 世利 孝志） おはようございます。ちょっと初めての一般質問で少々緊張しておりますけども、一所懸命頑張りたいと思います。

本日は、「児童数変化に伴う学校体制の見直しは」ということで、教育長さんにお尋ねしたいと思います。

昨今、マンション等の増加、住宅団地の開発等により若い世代層の転入者が急激に増え、それに伴い年少人口が増加傾向にあります。今後 5 年間の推計的に見ても明らかでございます。

そこで、1 つ目ですけれども、児童数変化に伴う各小学校の学校体制についてお尋ねします。

2 つ目、特に、第二小学校においては、26 年度から新しく 4 クラスが増築されましたが、来年度、現状の教室では、今度入学者がかなり多いため、来年度現状の教室では、不足するのではと思われます。その対策についてお尋ねしたいと思います。

3 つ目、また、これは第二小学校ですね、来年度以降も入学予定者が増え続ける傾向にあり、そのことで不安に思われる保護者も少なくはありません。今後、増築あるいは校区再編を含めどのようにお考えか、教育長にお尋ねしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） お答えいたします。まず、町の人口についてでございますが、須恵町の人口の伸び率は穏やかではありますが、徐々にふえていることは御承知のことでございます。糟屋地区におきましても、久山町、宇美町を除き、福岡市に隣接した住宅都市として人口流入が続いている状態であります。その中で、須恵町は他町と比べると、土地の価格が若干安うございますので、これからの生活を開始する若手世代のお父さん、お母さん方にとっては好条件であると考えます。

そして、何より須恵町のまちづくりの根幹は、教育を基盤に据えたまちづくりであります。これから子どもを育てていく親にとって、ゼロ歳から 15 歳までの保育、幼稚園、小学校、中学校の連動した切れ目のない子育て支援・教育支援については、どの市町よりも早期に取り組み、それぞれの段階にあった支援事業を展開しております。こういった取り組みがあつて、須恵町を目指し転入される方々が増えているのではないかと推察するところでございます。

さて、お尋ねの小学校の現状でございますが、全小学校の児童数が平成 27 年 5 月の数値であります。1,791 人、その内訳としまして、第一小学校が 635 人で、全体の 35.4%、第二小学校の児童数が 784 人で、43.8%、第三小学校の児童数が 372 人で、20.8%となります。

特に、第二小学校区におきましては、宅地開発により住宅が増えおり、今後まだ伸びる傾向にあり、議員が御指摘のとおり教室が不足する事態が生じる可能性があります。そのため、学校と協議を重ね対策を講じているところです。現在、今後改修して普通教室として使用可能な教室は31教室あります。

第二小学校の、現在使用している教室が29教室であるので、余裕教室は2教室となります。来年入学する子どもの人数は、予定であります145人で5クラスとなる予定です。全クラスは、1クラス増えて30クラスとなり、来年度のクラスの数に対応した教室は確保できることになります。

問題となるのは、平成28年度以降の人口動態によっては、教室を増やさなければならない状況ができること。特別教室が不足していること等を考えると、増築等の建設を視野に入れなければならない状況が発生するということになります。今後、児童数の推移を見ながら、検討していきたいと考えておるところでございます。

また、小学校区再編成につきましては、どの小学校も教室に余裕があるわけではなく、また、今後の人口増加等を考えますと、再編成した場合、また数年後には再編するという繰り返しになるのではないかと懸念しているところであります。

このような事態を避けるために、新学校体制についてこれから十分検討していきたいと思っております。議員各位におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（三角 良人） 世利議員。

○議員（2番 世利 孝志） ちょっと今、質問と教育長の答弁で、ちょっと、私、数字が合っていないのか、あれなんですけれども、まあ、一小、三小については要するに現状の今の教室で大丈夫と。

第二小学校については、不足するのは間違いないと思うんですけども、これから推移的にはわかりませんが、今、1年生については35人学級になるわけございまして、ちょっと私の調べた中じゃ、来年度は推計じゃなくて、今の住民票のある数字なんですけども、大体146名ぐらい。それが、若干出ていく人があるとは思いますが、入ってくる人もおるから、まあ、そこら辺はちょっとわかりませんが、再来年上がってくる者については138人、ずっと過去3歳児まであたりは152名、第二小学校区にはおるわけございまして、そこ辺が変わる可能性もあるかもわかりませんが、もちろんその時期が来てどうしようということじゃ、もう遅いわけございまして、もう前もってそういう準備だけはしておかにやいかんのじゃないかなと。増築にするか再編するか。

できるだけ私は、再編というのは避けてもらいたいと思うんですけども、それでどうしても教室が足らなければ、現状の中でやれないわけでした、当然、増築ちゅうのも考えていかないか

んのだから。そのことをちょっと一小、三小については現状でいいということでしょうが、二小についての問題がちょっと私が来年度、また、それ以降も踏まえての考え方、それをお願いしたいというふうに思います。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 教育長が答えましたように、5クラスになって、1クラスが近々では不足すると。最終的には2クラスが不足をする。それは転用、今、特別教室、養護教室として扱っているものを転用すれば間に合うということ、教育長が答弁をしたわけでございまして。

今の人口推計の中では、事足りるということになっておりますけれども、まあ、いろいろと問題がありますから、それは人口の推移というのは常に見ながら、1年前あるいは1年半前にそういうことを考えなければ、子ども達がいわゆる教室がないという状況が起こりますので、それは十分配慮しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 世利議員。

○議員（2番 世利 孝志） わかりました。2クラスを転用するということで考えていただけるんですけども、今、第二小学校をずっと見ていって、必要のあるところばかりを特別教室でもあるわけですね。特に、1階の和室とかが転用とかなれば、あそこは御存じのとおり、現在、PTAの活動の場として幅広く利用されてありますので、それに代わるどこかちゅうのもなかなかないような気持ちもありますので、そこ辺も含めて検討いただきたいということと。

もう一応、最後に閉めますけども、子どもの数が増えるということは、本当の町にとっても大変喜ばしいとも思います。その分、学校運営も本当に大変だと思いますけども、今後とも健全な学校運営について、よろしく願いいたします、私の質問といたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時とします。

休憩に入ります。

午前9時53分休憩

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

午前9時59分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番、白水勝元議員。

○議員（3 番 白水 勝元） おはようございます。議席番号3 番、白水勝元です。

私は、須恵町内、旧産炭地区の空き家対策についてお伺いいたします。

昭和39年、国鉄志免鉱業所の閉山に伴い社宅がその社員に払い下げられました。その社宅の多くは、4軒が1軒の長屋になっていました。つまり4世帯が一つの長屋に住んでいました。現在は、その大半が切り離され、戸建て住宅になっています。しかし、少数ですが旧社宅は今も残っています。

旧社宅は、私の生まれる以前から建っており、70年以上は経過していると思われます。その状況を見ますと、長屋の両側は戸建て住宅となり、真ん中だけ切り離された旧社宅が残っていたり、長屋のままで個別に少しのリフォームはされていますが、真ん中は空き家といったものとさまざまです。

ことし5月下旬から空き家対策特別措置法の施行に伴い、産炭地に限らずですが、古い建物は一定の条件を満たせば、町の権限で解体が可能となりました。特に、旧産炭地の社宅は1軒あたりの土地が50坪前後と狭く、その転売や活用が困難なものが多々あります。すなわち町の権限で解体するとしても、その解体費用の回収や空き地の活用に何らかの方策を見出せないと、町の財政に大きな負担となる恐れがあり、これら地区の活性化は望めません。

旧産炭地の空き家対策で、1つ、町がこれらの空き家対策について、現状をどのように取り組まれていますでしょうか。

2つ、解体費用の回収など、現状の問題点は何でしょうか。

3つ、現状の問題点を踏まえて、これから5年間程度で対応しようと計画されていることはありますか。

4つ、10年から15年の中長期的な対策ビジョンはお持ちでしょうか。

以上、4点についてお伺いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） お答えいたします。この件については、本町は特にですが、全国的に非常に頭の痛いところございまして、そのことによって法の施行がされたわけございまして、ある程度、現状と将来像について詳しく説明したいというふうに思っております。

空き家対策につきましては、平成26年の12月の定例会でも申し上げたところでございますけれども、まず、空き家に対する取り組みでございますが、昨年6月の区長会で、管理不良状態の空き家の調査を行ったところでございます。ことし8月末時点で67件の報告がっております。

この空き家の状態を4段階に区別をいたしております。いわゆる経過観察が必要であると、それから老朽化が進行している、倒壊の恐れがある、一部倒壊しているというふうに分類いたしまして、そのうちひどいところ3、4に該当する36件について、所有者を割り出したところでございますが、36件のうち25件が判明をいたしました。指導通知を送付いたしまして、その結果、本年8月末現在で10件が解体されました。

議員、申されますように、本年5月に空き屋対策の推進に関する特別措置法、特措法が成立したわけでございます。この空き家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家の中で特定空き家を指定いたしております。この特定空き家に対しましては、指導、助言、勧告、命令、行政代執行を行うことができると定められております。まあ、画期的な法律として期待をしておったところではありますが。

法律の内容を詳しく見てみますと、議員お尋ねの旧国鉄の長屋については、建築基準法上1つの建物として見るということでございまして、長屋の一部が倒壊しておっても、それ一帯が1つの建物ということでいわゆるこの法律の対象にはならないというふうなことでございまして、特に、旧産炭地と言われる筑豊とか我々のところについては、ちょっと期待外れであったなあということを感じておるところでございます。

そういうようなことから、特に、産炭地5地区ぐらいあるんですけれども、福岡県についてはそういった市町村を中心にして、福岡県空き家対策連絡協議会というものをつくって検討しているところでございます。従いまして、分離されていない旧国鉄の長屋につきましては、この法律の対象外というふうなことでございまして、空き家の所有者に対し、指導、改善を促しているところでございますが、しかしながら、所有者が確認できないというケースがあるわけでございまして、先ほど言われましたように、建築後70年、閉山後40年ということになってございまして、もう相続人の問題あるいはその所有者が亡くなられて相続もされていないということで、非常に今の所有すべき人の追跡が難しいという状況になっております。

そして、また相続を拒否すると、いわゆる真ん中で50坪といったらどうしようもないわけでございまして、特に、志免炭鉱については、前の道の部分を共有にしておるのが、また最大の弱点でございまして、下水道等においても、いわゆる共有の人たちの全ての同意を得ながらやっていかんないかと、そういう問題があったんですけれども、途中、長屋で所有者がわからないと、じゃ、下水道引かれないんじゃないかということで、それについては職権というか、超法規的な措置として下水道については引かせていただいたという経緯があるわけでございますが、いずれにいたしましても、問題解決についてはまだまだハードルが高い、厳しい状況にあるということでございます。今後とも、法律と条例の範囲内におきまして対応していきたいと思っております。

また、法律に基づきます空き家等対策計画の策定、あるいは市町村協議会の設定等これから進めていかなければならないことがあります。現在、福岡県空き家対策連絡協議会におきまして参加市町村の現状の集約、あるいは空き家等対策計画等のひな形の策定など、部会を組織し進めることに決定いたしております。

今後も、関係市町村と連携を進めながら考えていきたいと思っておりますが、今後の長期的な対策、施策のビジョンでございますが、昨年、「まち・ひと・しごと創生法」という、いわゆる地方創生法というものが施行されたわけございまして、国の長期ビジョン総合戦略が示されたところでございますが、現在、国が掲げております「まち・ひと・しごと」の創生総合戦略に基づきまして、須恵町におきましては地方版総合戦略の作成を進めているところでございます。

御質問の長期的な対策、施策につきましては、この戦略策定の中に大きく関わってくるというふうに思っております。まあ、20年後、30年後を見据えた、住みよいまちづくりを目指しまして、本町では産・官・学・勤・労・言といわれるいろいろな分野の人たちの代表者で構成しております町民会議というものをつくりまして、先日第1回目の会合を開かせていただきましたが、会長には松山総務建設産業委員長がなっております。協議をしながら、また、職員側は職員側として、そういう構成をつくっておりますので、あわせましていわゆるPDCA、プラン・ドゥ・チェック・アクションというようなことで、いわゆる計画をして、そして実行をし、そしてもう一回チェックをしてアクションを起こしていくというようなサイクルを繰り返しながら進めていこうというふうに思っております。

須恵町においては、その調査の中で持ち家の数が非常に多いという、他町に比べましてそういう安定した居住者が多いというデータも出ておるところでございます。まあ、本町におきましては、安心して暮らせる環境をつくるというアクションプランを立てまして、魅力ある住環境の形成、循環型の宅地活用による継続的な住宅供給実現のために、計画策定をその総合戦略の一環と一部分として、進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 白水議員。

○議員（3番 白水 勝元） ありがとうございます。第1回町民会議がもう開かれたということを知りまして、ぜひ解体してできた空き地をどうするかとか、継ぎ足している土地を広げる方策とか、あるいは隣家に買い取ってもらうための施策とかいろいろあると思いますけども、また、深く全体をまとめて何らかの施設を設置するか、どうしても頭に汗をかいて考えていく必要があるのかなと。

先ほど町長も言われましたように、須恵町全体の活性化を見据えて西地区、特に、旧産炭地区の活性化も展望しつつ新たなビジョンを持って実施計画を策定されていかれることを望みます。

以上、質問を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（三角 良人） 6 番、田ノ上真議員。

○議員（6 番 田ノ上 真） おはようございます。議席番号 6 番、田ノ上です。通告に従い質問をいたします。

前議会におきまして、人口減の問題に触れました。それは、日本は人口減時代を迎え、将来の人口予測において、一定の条件が当てはまる自治体は消滅の可能性があるというものでした。このレポートを提出した地方創生会議の全国地区町村別の将来人口推計によると、福岡県内においては、政令市の行政区を数えての 72 の自治体を、若年女性人口増加率なる指標で評価しています。

これによると、須恵町は 10 位に位置します。なかなかの好順位ですが、数値はマイナスです。プラスの数値を出しているのは、県内 2 町だけで 3 位以下はマイナスになっています。1 位が粕屋町、2 位が志免町です。全国評価でも、粕屋町が 4 位、志免町が 8 位です。これは率直に言ひまして近隣町と差がつくのは残念なものでございます。

しかしながら、このようなレポートは所要の条件において評価したところの目安でございますので、とらわれ過ぎるのもよくないし、一つの考えと言えはそれまでです。ただ、現状、このレポートの影響を受けて国の政策が進んでいるところを見ると、いろいろと考えずにいられないものでございます。

地域の発展について、さまざまな要因を上げることができるのですが、インフラの整備状況に相関関係があると思われます。特に、交通の利便性は住みやすい生活環境を提供し、産業・経済の発展を促す重要な要素です。一番の例がスマートインターではないでしょうか。開通以来、須恵町が交通の要衝という大きく言い過ぎかもしれませんが、そのようになりつつあると感じます。スマートインターを持ってきたのは、執行部の大きな功績であり、大いなる称賛を惜しまない思いでございます。

先ほどのレポートの結果を交通面から見ると、粕屋、志免の 2 町は福岡市に隣接しているところに優位があるという点に尽きるのではないのか。そこで、須恵町としては福岡市中心部にアクセスする東西移動の円滑化を戦略的に進めていくことが重要になります。

須恵町の交通インフラに関して考えるとき、町内を南北に縦貫する香椎線と九州自動車道の存在は、よくも悪くも大きな存在です。それは、皆様周知のとおりではありますが、この 2 つが交通の大動脈である反面、東西に長い須恵町の町域を、その東西に真っ二つに割る存在だからでござ

ざいます。

須恵町の西方に位置する福岡市の中心部を意識したとき、香椎線が妨げている須恵町の東西移動を円滑にできれば、須恵町の交通事情の大きな部分が改善されると考える次第でございます。香椎線の踏切は須恵町内に11カ所あります。粕屋町、宇美町の隣接する2カ所を入れると、生活圏に13カ所の踏切を数えます。この付近には、要整備と思われる箇所が多く、改善されることが望まれます。

主な箇所について申し上げます。まず、須恵駅横の甲植木1号踏切です。いつも車で走っていると思うのですが、例えば須恵から乙植木方向に走っているとして、線路と平行に走る路線から右折して、甲植木1号踏切に入ろうとする車両が、降りた遮断機に阻まれ、数台渋滞しているときがあります。さらにこのとき対向する車両も左折待ちで遮断機に阻まれ、数台渋滞している場合があります。なお、この状態で互いに直進する車両があると、大変複雑で見通しの悪い交通状況になり、しばしば危険です。ここは、甲植木側から踏切を渡って右折ないし左折するときも、踏切幅が十分ではないので、進入する車両があると通りにくいものです。考えるに、道路幅から見ても容易に車線を増やせそうもなく、交通量を考えると、信号機の設置も難しいのではないかと。また、設置するとかえって渋滞を悪化させそうな気もいたします。

また、地域を変えて乙植木区寺浦等の一帯でございますが、ここは位置的には粕屋町になる若葉町踏切と、乙植木区内の購買店前1号踏切、購買店前2号踏切、公民館前踏切の4つの踏切によって、まちの中心部へのアクセスはもとより、福岡市中心部へのアクセスにも制約を受けていると感じます。

坂本交差点付近の公民館前踏切は、既に整備済みですが、交通量の多いところでは。他の踏切付近と町道の整備ができれば、地域の交通の便が改善されるのではないかと思います。また、この地域は高速道路のカルバートにも制限されています。人口増の地域でもあるので、速やかな対策が必要と思いますが、町内でもかなり難しい地域のようにございます。

須恵区には3つの踏切があります。現状や交通量などから考えると、整備の優先度は今のところ低いと思いますが、致命的なことに、この3つの踏切の名称に問題があります。それは須恵駅に近いほうから、下須恵1号踏切と称し、以下3号までとなっています。この地域は須恵区であり下須恵との呼称は地元では受け入れられないものです。私自身、須恵区に生まれ育った身として、これはいかがなものかと思います。多分、国鉄時代から引き継いだ名称でしょうが、これはJRに対し誤った名称を指摘した上で、正しく改めていただく申し入れを願いたいものです。

須恵中央駅横の汐井掛踏切は、須恵町で最も渋滞する井尻線にかかっており、最も重要な改善箇所と言えますが、既に昨年12月議会での猪谷議員の質問に対し、詳細な答弁がございました。十分承知しておりますが、仮に状況の好転があれば、答弁で触れていただきたいと思います。

新原区の昭元町踏切については、新原区内で道路の通った踏切はここだけです。線路を渡るときは、車も人もここを通らざるを得ません。既に整備済みの箇所に見受けられますので、ここを改良するというよりも、もう1カ所、汐井掛踏切との中間くらいに、新たに踏切と道路を開設できれば、そこが生活道路として利用感もよくなり、昭元町踏切にかかる負担も軽減するかに思われます。

以上、踏切各所について語らせていただきましたが、周辺道路はともかく線路、踏切はJ R九州の所有であり、企業の理解がないことには思うように進まないのは明らかなです。香椎線は須恵町だけでなく、福岡市、粕屋町、宇美町も走っていますので、J Rに事業を求めるなら福岡市や他町を巻き込むことも必要になるかもしれません。さらに、香椎線は赤字路線とも聞いておりますし、ことし3月からは駅も無人化されました。J Rは営利企業なので、今の収支を基準に投資に踏み込めない可能性は大です。しかしながら、交通状況の改善は必要です。

先ほど来申しているように、須恵町の将来に直結していると考えからです。構想・戦略を立て、できるところから取り組み、時間をかけても進めていくべきだと思います。町長の御見解並びに現時点での計画・構想等をお持ちであれば、御披露いただきたいと思います。

○議長（三角 良人） 安河内都市整備課長。

○都市整備課長（安河内久人） お答えいたします。香椎線踏切付近の交通難解消をという御質問でございます。

踏切に関しましては、交通渋滞や踏切事故が発生する恐れがあるものを踏まえ、平成18年国土交通省において、全国の全踏切を対象にした踏切交通実態の総点検が行われております。

福岡県におきましては、緊急に対策の検討が必要とされた踏切65カ所が抽出され、踏切の改良促進法により法指定され、これらの踏切を優先して計画整備を行うこととされております。

本町においては、町内11カ所のうち新原踏切が昭元町の団地の近くにあります新原踏切でございますが、警報機、遮断機がない第4種踏切でございますので、警報機、遮断機が設置された第1種踏切に改良することが決定されております。これにつきましては、町も2分の1以上の負担を要求されているところでございます。

田ノ上議員の一般質問、通告にあります対策が、急及び要と記載された踏切について答弁させていただきますと、甲植木1号踏切、須恵駅に隣接した踏切でございますが、これにつきましては香椎線と並行してあります自歩道の整備にあわせ、狭隘であった踏切について拡幅工事を実施いたしております。侵入車両と直進車両の接点において、危険であるとの御指摘でございます。

この問題を解決するには、町道須恵・粕屋線と軌道敷間の距離を取り、通行車両の滞留場所を確保する必要があり、住宅地側へと道路を大きく改築しなければ解決対策となりませんが、多額の費用が見込まれることから、路面標示等注意喚起にて現状を対処していきたいと考えております。

す。

それから、須恵中央駅横の汐井掛踏切の渋滞緩和対策につきましては、県道筑紫野・古賀線改良計画に伴い、県道志免・須恵線の滞留長確保及び交差点信号処理による渋滞緩和対策を福岡県県土整備事務所に引き続き要望してまいります。

次に、要対策箇所の下須恵2号踏切及び粕屋町にあります若葉町踏切の離合困難につきましては、前後の道路においてスムーズとはいえないものの離合可能であり、見通しも悪くないと考えております。また、乙植木区の購買店前1号踏切につきましては、踏切に対し道路の接続角度が悪く、前後の道路幅員も狭いため、改良の必要性は高いと考えますが、踏切用地、道路用地の取得が必要でございます。

議員、御指摘のとおり未改良の箇所につきましては、道路幅員に対し、全ての踏切の幅員は狭くなっておるのが現状でございます。この踏切等を改良するとなれば、幅員確保とともに電気設備、軌道敷内の接続ブロック、緊急時の通信システム等高規格の設備が鉄道事業者から要求されること。

また、新設につきましては、基本的には鉄道事業者の考え、国の考えからいきますと、立体交差が基本として進めなければならないということで、これも町の現状を鉄道事業者側に御相談はしているんですけども、なかなかこの話に乗っていただけないというところが現状でございます。

そういったことから、これらの費用は多額となり、全て町負担となることになっております。緊急性・安全性を慎重に精査、検討し、道路改良を含め計画していきたいと考えております。

また、踏切名称につきましては、地区名、字名、店舗施設名等で明示されておりますが、鉄道事業者によりますと、名称変更の協議について国の関係機関の届け出等、全て変更しなければならない。システム上の名称も変更しなければならないといったことから、各自治体からも同じような要求はあっているというところではございますが、名称の変更は現在行っていないと、難しいということでございます。引き続き、議員が申されましたように、こういった事情がございますということも含めて要望をしていきたいと考えております。

私からの答弁は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 続いて、中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 今、担当課長の方から詳しく説明したと思いますが、そのとおりでございます。いわゆるJRといえども旧国鉄の権威とか権力とかそういったものを持っておるわけで、国鉄時代分社化民営化したわけでございますが、何らそういった権威とかそういったものについては、民営化されておらないというのが状況です。

鉄道敷内の工事等についても、使う業者はマル特業者使いなさいと、そして高い。非常に高い工事費用、まあ、1割5分ぐらい、50%ぐらい高くなるというものでございますし、また、こ

ちから要望しても聞き入れない、分社化されておりながら全国という、いわゆる国鉄時代のことと言いつくすわけでは。全部やり直さないといかんというような。

特に、須恵川のところの須恵の踏切、あの遮断機、須恵駅についた時点であの遮断機をと言いましたら、今のところ下り、新原、宇美に行く方については、遮断機が降りないようになりましたが、須恵中央駅についても駅についた時点で、柚須の踏切のように、一回遮断機を上げて、そこで車を行かせて、出発時点でまた遮断機を下して出発していくという方向をとすることを申し入れもしましたが、それについてもいわゆる電車になればできるけども、ディーゼルではできないとかいうようなことで、非常に交渉に手間取ったり、ハードルが高いものがあって、そして、それができたとしても地元負担というのがあるわけです。

中央駅をつくる時も約1億円でつくったわけですが、駅舎のホームと切符を切るところだけ、待合室から駐輪場、全部それは地元でせないかんということでございまして、JRに関するものについては非常に金がかかると、そして協議が進まないというのが現状でございます。

私どもが今考えているのは、先ほど言いました中央駅のところの35号線、いわゆる筑紫野・古賀線の拡幅に伴って、踏切から道路までが狭くなるということで、今1車線、途中2車線になるんですけども、それを最初から2車線の交差点横3車線にお願いしたいと、これは警察等にも協議しておりますし、またJR等にも、またお願いをせないかん状況であるわけですが、非常に交渉がややこしい、難しい状況にあるわけですが。だから、地元のいわゆる県会議員さんのお力を借りて、今、協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（三角 良人） 田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 詳細な答弁をいただきました。まあ、JRのことにしても大変難しい状況にあるということは、よく今の答弁で理解できたものでございます。それと、改良できるところはちゃんと手を入れて進めているという話に関しては、これまた心強いものを感じております。

何事も、一気呵成によるようなこういう問題ではございませんので、できることから少しずつでも改善・改良に向けてやっていただけたら、町民の生活にも資するところが大きいのではないかと思います。今後の働きに期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（三角 良人） 11番、原野敏彦議員。

○議員（１１番 原野 敏彦） １１番、原野敏彦でございます。今回の一般質問でございます。

健康を維持するために運動機能の改善、推進しながらのトレーニングルームの開設をということで、御検討をお願いしたいということでございます。

厚生労働省は２０１４年度に、病気やけがの治療で全国の医療機関に支払われた医療費が、概算で約３兆９,５５６億円となり、１２年連続で過去最高を更新したと発表いたしました。医療費全体にあたる国民医療費は、初めて４兆円を超えることが確実となりました。１４年度は、前年度より約７,０００億円増え、ただ、医療費は高齢化や医療技術の進歩で年々増え続けております。国の財政を圧迫している１６年度の診療報酬改定医療費の効果が焦点となり、政府は健康づくりや病気の予防の取り組みを強化すると報告がございました。

因みに１４年度の一人当たりの概算医療費は３万４,０００円、これは１３年度より６,０００円増えております。７５歳未満が２万４,０００円だったのに対し、７５歳以上は９万１,０００円に上がっております。福岡県の概算医療費は１兆８,７８５億円であります。

先ほどから医療費の問題等々上がっておりますので、それに抑えるためにこの質問をしているわけでございますけれども、医療介護費抑制の狙いがある、国が躍起となって市町村にその整備を働きかけているわけでございますけれども、全国から視察が相次ぐ先進地、埼玉県和光市の例を申しますと、お年寄りには住み慣れた自宅で過ごしてもらいながら、介護サービスを受けることができる施設に通っていただく在宅型の介護を重視しているところでございます。

さらに、お年寄りになるべく家から外出してもらい、地域の仲間と交流して日常生活圏で歩いて行ける範囲の中で、小規模な施設をたくさん和光市はつくっているわけでございます。和光市は、介護状態になる原因といたしましては、衰弱や関節の疾患、それから骨折、転倒などがありますが、体を動かさないことが長く続いた場合、そのような状態になることが多いので、それを防ぐ狙いがあるということでございます。体が不調になっても、施設入所を選ばず在宅で暮らせるまちづくりを進めた結果、市では市民の間にもなるべく自立した生活を続けようとの意識が広がりました。要支援になっても、毎年約４割が同状態から卒業し要介護・要支援の認定率は、現在、全国平均の約半分近い９％代にとどまっているそうでございます。

この施設には、２０１２年９月に天皇・皇后両陛下が和光新倉高齢者福祉センターを御視察され、器具を使って運動をしているお年寄りに声をかけていただいたり、ことしの１月には田村厚生労働大臣も来られまして、フレッシュライフパワーアップという筋力トレーニングの取り組みを視察されまして、楽しそうにおしゃべりをしながら、高齢者が筋トレをする姿に、大臣は驚かされていたそうでございます。

そこで、本町では高齢化が進む中、町民が生き生きと豊かな生活を送っていくため、食生活の改善と自然食の普及を柱とする健康づくり事業を推進してまいりました。町民一人一人が健康で

豊かな生活を送るには、このソフトの面で食生活、それからハードの面では健康的な体力を維持したいと、そういうふうな形でいかなければいけないのでございますけれども、なかなかその施設がないということで、この施設を開設していただければなという思いでございます。

7月に社協との意見交換会を行ったわけでございますけれども、社会福祉協議会、こういった介護の生活者等々のことで本当に一所懸命努力をさせていただいているところでございますし、その間、中でも須恵町にこういうような施設があったらなあという意見も出ていたそうでございます。

そういうような思いから、町長には須恵町の町民の健康、安心・安全のまちづくりを目指していらっしゃる町長におかれましては、この件に関してどういうふうなお考えをお持ちでありますか、お尋ねを申し上げます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 質問のタイトルに「健康を維持するための運動推進トレーニングルームの開設を」と書いてありましたので、そっちのほうばかり私は思っていたんですが、今のような御質問であれば、大いに私はやっていきたいというふうに思っておりますが。

先ほど言われましたように、筋トレについてはいわゆる健康、あるいは筋力の維持、保持といえますか、そういう状態と。それから一つはシックスパックといえますか、ああいうふうな筋力アップをするトレーニングがあるわけでございますが、先ほど議員が言われましたように、維持・保持というものについては十分やっていかなければならない。

現在でも、「わくわくデイサロン」だとか、ミニデイサービスとかそういったところで、軽体操とかタオルを使っての体操とか、そういったのを教えておるわけでございますが、そういう施設に行ってやるということじゃなくて、言われたように日々家庭の中でいろんなボールを使ってとか、そういうことでやるというのが一番大事なことはなかろうかというふうに思っております。

それで、筋トレにつきまして資料をとったんですけども、これについてはアクションと須恵町と連携をして、プール等についても補助金を出して、須恵町においては安価でアクションを使って、そういうトレーニングができるように契約を結んでおるわけでございます。

近隣では、宇美町にそういった施設があるわけですが、これは相当なお金がかかったり、あるいはそういうエルゴメーターだとか、そういう重量挙げ的なことをやる、それはトレーナーがきちんといたり、医師がいたりそういうことでなければ、その器具は使ってはいけないということになるわけでございますので、まあ、そこまでやるということは対費用効果からすると相当かかると。

質問の方は、そういうことじゃなくて、いわゆる介護のお世話にならなくて済むように、やっぱり健康を常日ごろから維持しておきなさいということでございましたので、今、健康福祉課の方では、古賀が何かそういうふうなことをやっておるといようなことで、今、あその福祉センターあたりのテレビあたりにも、そういうＣＤのビデオを作ったり、そういうふうなことで、いわゆる家でテレビを見ながらとか、ちょっと腰かけて本を読みながらできる簡単な体操を普及していくという計画をしておるといことを聞いておりますので、その辺に期待したいというふうに思っております。

確かに非常に医療費がかかっておりますので、予防の方で何とかやっていかなければ、もう本当に医療費に追いついていけないという状況でございますので、議員の仰せのとおりそういったことに心がけて、２７年の後半から２８年にかけてそういった家トレとかタオル体操とか、そういうふうな軽易な体操、あるいはしあわせ体操とかいようなことでやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 原野議員。

○議員（１１番 原野 敏彦） ありがとうございます。近隣町ではもちろん宇美町が、お手元にあると思いますけれども、筋トレ等々のランニングマシーンとかバイクとかいろんな施設がある。多分、相当金額がかかっているだろうと思います。１９９８年ハピネスを開設したときに設置した施設でございますので、当時の金額で結構かかっていると思います。

このトレーニングジム、もしくはルームという施設を持っている近隣町では、篠栗町も持っておりますし、久山も持っております。それから粕屋町ももちろん持っております。ないのが志免町とうちと、新宮町でございます。まあ、志免町においてはシーメイトの方で、周りを遊歩道でちょっとした運動ができる簡易的なトレーニングができる器具があります。

そういうことから、今、町長がおっしゃいました本当に医療費が今から先、非常に上がっていくと思われま。結局、それを抑えるために、今こういうふうな施設を開設したらどうだろうか、まあ、先行投資的なことで申し上げさせていただきました。

宇美町のハピネスに見学に行った際に、やはり健康な方が来て、それを維持するためにお見えになっていると思うんですけども、明るいですね、来てある方が。明るく楽しくそういうふうな運動をしてありました。そんなにハードではありません。特にランニングとかバイクとかそういうことでしていらっしゃる姿を拝見いたしまして、そこでアンケートを取っているものがありまして、宇美町では、利用されている７０％が５０歳から７５歳以上の方々が利用をされております。

そこで、もちろん今、町長が申されましたように、その施設を使うにおいては、いろんなト

レーナーの方々等々もやっぱり用意しなければいけません。その中でもやはり宇美町では、週1回そこに来られる方、利用される方は週一回の方で約4歳若返ったと、週2回で10歳、週3回そこを利用される方で12歳若返ったという、これはあくまでも向こう統計でございますけれども、やはりそれをするに於いて、町民皆さんの健康が維持されていかなければならないと。

須恵町においても、女性の寿命が全国で9番目ということで、寿命は長いんですけれども、果たしてそれは生きています方でございます。生きていながら、やはり健康で楽しい暮らしをできるために、やはり町といたしましても最大限の努力をしていただきたいと。今、町長がおっしゃいましたアクションとの提携もありますけれども、健康な方が行って利用してする分はそれはいいですよ。

ただ、やはり和光市みたいに、やっぱりその生活圏内で行けて、やはりそこで利用できる施設が欲しいと。まあ、町長自身も今、長として頑張っていられっやいます。町長自身も膝が痛かったり、腰が痛かったり、よく無理をされることでございますし、そういうふうなタオルを使った運動、ボールを使った運動ぐらいで治ればいいんですけれども、そうじゃなく、やはり町民の方々と語らいながら、そういうふうな運動をしながら健康維持に努めていただきたいなというふうにも思っております。

オイコスにおきましては、今、札がまだかかっていると思うんですけれども、機能回復のリハビリルーム、そのほかにはレクリエーションルームという形で、あの施設をつくったときに機能回復と書いてありましたので、そこに器具が何かあって、その悪いところを鍛えるためにする部屋なのかなあというふうに思っているんですけれど、その器具すら今ありませんし、その表札もそのままかかっておりますので、かかってあるならば器具を置いて、そこで町民の健康維持のために考えていただければなあというふうに思っております。

それがかなわないのであれば、須恵町の公園等に簡易的な健康器具、議長も御存じだと思うんですけれども、中国に行ったときには、中国の公園は広うございますけれども、そこには早朝からお年寄りの方々が散歩に見えられて、そちらで運動をしてあります。

それはやはり腰を曲げたりとか、背伸びしたりとかする健康器具の簡易的な器具でございますけれども、せめて、いつも町長大好きな費用対効果の問題をいつもおっしゃいますので、そういうものをつければ費用対効果は十分かなえられるんじゃないかなと思うので、その辺のところも御答弁できれば、ひとつよろしく願いを申し上げます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） ハピネスの話が出たわけですが、ハピネスの方をちょっと調査を見て見たんですけども、これは指定管理者制度でやって民間に委託をしているんですけども、委

託料が大体、年間1,900万円ぐらいですね。個人の利用料が約700万円ぐらい入ってきておりますので、それと器具のリース料が大体500万円ぐらいですから、まあ、1,500万円から1,600万円ぐらいが年間にかかる経費ではなかろうかということでございますが、その経費というよりも、これが医療費に係る分で医療費がそれだけ下がれば、対費用効果はいいわけでございますので。

ただ、エルゴメーターだとかダンベルだとか、いろんな器具を使ってやる場合はスポーツトレーナーとか、あるいは機能訓練士とか、あるいは医師だとかそういうチェックを受けてやらなければならないというのがあるわけございまして、だから、オイコスについてはそういう部屋をとということでございますが、器具を置いていないというのはそういう指導者を置いていないから、器具は置かれないという状況でございます。

だから、いずれにしてもこれからのその人の体力チェックをして、あなたに合ったメニューを、やっぱり誰でも同じことではだめなわけですので、そういうのを健康福祉課の方で週1とかいう形で開設して、そして健康チェック、そしてトレーニングのメニューなんかを示すと。そして、また来て、今度は健康度測定をやると、どの程度伸びたかというようなことをやっていく方向で、検討をさせたいというふうに思っておりますが。

要するに体力の増強というシックスパック、それについては商業施設等でやってもらえればいいのかというふうに思っておりますが、こと健康医療費にかかる分については、いろんなことを取り入れながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 原野議員。

○議員（11番 原野 敏彦） ありがとうございます。今の答弁の中で、前向きに検討するということでございます。まあ、宇美町がやっていることで、ほかの町のことを言うわけではありませんけれども、須恵町にできないことはないかなというふうに思っておりますし、先ほど言いましたように、やはり医療費が抑えられれば、そういう分の経費は十分に出てくると思いますので、いろんな市町村、担当課を通し精査されまして、よりよい方向に須恵町も向かっていくように、町民の方々が本当に歳をとっても健康で体力を持って、生き生きと暮らせるまちづくりを、町長の方針でもあると思いますので、その方向に向けてぜひ検討していただきたいとこのように思います。

以上で、質問を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（三角 良人） ここでお諮りをしたいと思います。暫時休憩をしたいと思います。御異

議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

休憩に入ります。

午前10時53分休憩

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

午前11時04分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、柴田真人議員。

○議員（13番 柴田 真人） 13番、柴田真人でございます。

今回は「熱中症対策としての冷水機の導入を」というところで質問をさせていただきたいと思います。

最近、熱中症で救急車で運ばれるニュースが多くなっています。また、熱中症では亡くなられたニュースもよく報道されて、福島原発の事故以来、節電が広まり、この何年か熱中症になるという人がだんだん増えてきていると思われます。

この熱中症の発症が急増する7月は、熱中症強化月間となっております。熱中症は、気温の高い環境の下で体温調節の機能がうまく働かず、体内の熱がこもってしまうことで起こります。小さな子どもや高齢者、病気の方など、特に、熱中症になりやすく、重症になると死に至る恐れもあります。

地球温暖化のせいで5月や6月でも急に気温が上がる日や、残暑が厳しい9月にも、この熱中症にかかる恐れがあります。ことしの5月第二小学校でも、運動会の練習中に何人もの子どもが気分が悪くて、救急車で病院に運ばれた事故は全国ニュースにも流れました。

常日ごろ気をつけていても、その日の気温・湿度・子どもの体調で、いつ熱中症で倒れるかわかりません。子ども達は水筒を持ってきていると思いますが、忘れたり、飲み切って量が足りなくなったり、また、中学生の部活の子は、その部活の分までは足りないと思います。以前、学校についていたそれが取り外されたということも聞いておりますけれども、新たなよい冷水機を導入してもらい、そういう事故が二度と起こらないよう御検討をお願いしたいと思います。教育長、よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 失礼いたします。それでは、お答えいたします。

冷水機の導入については、役場庁舎 1 階に自動販売機コーナー横に設置しておりました。また、須恵東中学校にも P T A が学校に寄贈して設置されたものがありましたが、どちらも現在は撤去されております。

冷水機を設置する場合の基準として、文部科学省から出された学校保健安全法がございます。その中には学校環境衛生基準が定められております。飲料水の水質で給水栓水、いわゆる蛇口から出る水のことですが、ついては残留塩素が 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されている恐れのある場合には、残留塩素が 1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以上保持されていること。

2 点目に、給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。

3 点目が、冷水機等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていることとされています。

また、平成 11 年、長野県で病原性大腸菌 O—157 による、飲料水による感染が発生して以来、全国で 20 件以上の感染症が発生しております。それは、いずれも湧水及び井戸水、簡易水道によるものであります。上水道の感染例としては、施設の不適切管理による事例が報告されております。このような、衛生上の問題から、本町においても冷水機が撤去された経緯があります。

御質問の水筒を忘れた児童や、量の足りない子への対応は、水道の水を飲めば済むことですが、保護者の感情としては現実的でない面もあります。そこで次の対応を町内の各小・中学校に徹底しているところです。1 つ目は、水道水の残留塩素の測定を養護教諭が定期的に行い、0.1 ミリグラム未満の場合は、飲まないように全校に徹底しております。2 点目は、原則、十分な水を水筒に持たせることを児童保護者への再確認をしていること。3 点目は、緊急の対応として保健室等の冷蔵庫に飲料水、ペットボトルを確保しております。

なお、建築物衛生法により、貯水槽、それぞれの学校は貯水槽に水をためてという形を取っておるものですが、その清掃を年に 1 回、水質検査を年に 3 回実施することが義務づけられておりまして、各学校で確実に実施しているところです。以上の対応により、冷水機の導入は現段階では考えておりません。

また、御質問にあります熱中症に対する対策として、簡易型ミストシャワーを設置する計画をしておりまして、第二小学校に増築しました「木心館」にミストシャワーをつけて実験を行っております。この試験はミストシャワーをすることで打ち水効果があり、捲いた水が液化するときに地熱を奪って冷やすという働きがあり、温度を下げることを期待しているところでございます。熱中症の予防については、今後も次年度の予算編成に向けて、十分に検討していきたいと考えているところでございます。

議員各位におかれましても御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 柴田議員。

○議員（１３番 柴田 真人） 今、お答えしてもらったように、ちょっと今の対応でということなんですけれども、各学校の下駄箱等の近所に、いつでも気楽に飲みやすい、保健室まで行かなくても、逆になくなったらそれを水筒につぐとか、気楽に飲む、また、夕方部活の子にはなくなったら、もう水筒に入れられるような仕組みのウォータークーラーがあるそうですから、そういうものを何とか検討していただければ、保健室などに行かずに適格に自分が足りなくなったとき、欲しいときに飲める、そういうような気楽な水分取れるような環境をつくってもらいたいと思います。

まだ、今から須恵はないと思いますから、来年度新予算でも間に合うと思います。そのところ時間的にはありますから、どういうふうな新しい器具のいいやつがあるかをしっかり勉強して、それを何とか導入の方向に考えてもらえればと思います。

よろしくお願いいたしますおきます。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 先ほど教育長が申しましたように、法的にクリアできていない分については、水を飲ませるわけにいかないわけでございます。

先ほど言いましたように、東中学校にＰＴＡのほうから３基ほどしておったわけでございます。その設置についてもいろいろと議論があったわけですが、さきの吉松町長が英断を下されて「つけていいやないか」ということでされましたが、東中学校を見ますと、一応受水槽に入って東中学校に送る水の受水槽、いわゆるあそこに施設がありますよね、そこで一回落として、そして中学校の校門の前のあそこにタンクがありますね、その中に入れて、そして上にあげて、それから自然流下で落とすわけです。その間に完全に塩素が飛んでしまうわけです。そうしますと大腸菌が発生するということで、数値的に発生したから撤去したわけございまして、そういう冷水機を置くだけじゃなくて、いわゆる水道の設備そのものからできないという状況が東中学校においてはあつたわけございまして、ただ単に冷水機を置けばいいというものでもないわけございまして、それについては、特に、東中学校については、保健室のほうに行って安全な水をいただくというようなことにしなければならないというふうに思っております。

○議長（三角 良人） 柴田議員。

○議員（１３番 柴田 真人） わかりました。

以上で、質問を終わらせてもらいます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（三角 良人） 14番、今村桂子議員。

○議員（14番 今村 桂子） 14番議員、今村桂子です。通告に従い福祉センターの活用について質問をいたします。

福祉センターにお風呂をつくるのがブームのころもありましたが、維持するのにコストがかかるなど、見直しするところが増えております。「ほたるの湯」は平成15年4月1日にオープンして以来、12年間が経過をいたしました。最近では故障等も発生しております。今年の6月には空調が故障し、修理工事のため15日間の休館、たびたび配管の水漏れ等も起こり、修理をしております。今後も老朽化等による故障が予想されるところであります。

ほたるの湯の運営には、人権費、点検整備費、光熱水費などがかかります。運営のための年間必要経費は、どの程度かかっておりますでしょうか。平成21年4月に100円の値上げが行われ、現在、大人の入浴料は300円です。年間の利用者数と入浴料の収入はどれくらいでしょうか。須恵町内に「ほたるの湯」があることの効果を、どのように考えられておりますでしょうか。

近隣町の志免町のシーメイト内のお風呂の入浴料は、ほたるの湯より50円安い250円で、民間委託のレストランが入っているため、大広間では食事等ができます。

篠栗町のオアシス篠栗内のお風呂の入浴料は300円と同額ですが、60歳以上は200円となっています。また、レストランが入っているため大広間での食事ができ、カラオケ大会等もイベントとして大広間で行われていますし、館内にはカラオケルームや、2時間300円でトレーナーがついての筋力トレーニングができるトレーニングルームも利用できます。

宇美町では、老人福祉センター内にお風呂があり、60歳以上の宇美町民は無料で入浴できます。

費用対効果などを考えた上で、今後の、ほたるの湯の運営をどのようにお考えでしょうか。また、原野議員と重なる質問部分もありますが、高齢化が進み国保や介護保険料の負担も増加しております。介護保険改正時10年ほど前ですが、筋力トレーニング、口腔ケアなど行うように改正されたときに、筋力トレーニングなどのトレーニング器具を設置しての質問をいたしましたが、コスト等がかかる等の理由で実施はされませんでした。その時点からますます医療費が増大しております。

そこで、タオルやボールを使用したり、ランニングマシン等の手軽にできる器具を使用した筋力トレーニングや、健康体操等が週1回、または週2回継続して行えたり、血圧測定、健康や福祉の相談ができたり、一日を楽しく集えるコミュニティの場所として、医療費削減のためにもオイコス福祉センターを転用活用する考えはありませんか。

以上、1問目の質問です。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 質問の「ほたるの湯」の維持についてということでございますが、料金については細かく調べてありますが、ほたるの湯、大人が300円、小学生が100円でございます。利用者数が年間3万4,000人程度、売上額として約900万円の利益をしておるということでございます。これはヘルストロンは上げておりませんので、ほたるの湯だけでございます。

維持・経費についてでございますが、電気・水道・ガス・灯油ということでございますが、2,200万円程度、これはどういうことかと言いますと、オイコスとメーター器が一緒でございますので、8割方はオイコスの方が使っているんじゃないかなろうかというふうに思っております。これで細かい計算ができないということになるわけですが、人件費については、シルバーの方に風呂の番台の管理とか、あるいは清掃管理とかしていただいております。

ほたるの湯の3年間では、大体990万円から1,040万円ぐらい、その程度利益を上げておりますし、年々利用者数も増えておりますが、電気料金が先ほど言いましたように、オイコスと一緒にメーター器を据えておるということですが、福祉センターだけでは非常に狭隘であるわけでございますので、横につくったというのは、いわゆる福祉センターとオイコスを共同で利用するというところでございまして、今、食事が提供されていないということですが、オイコスの方では「YUZUKA」からカレーライスの提供をしておりますが、うどんもということになると、うどんは前にあるわけございまして、それとの競合したり圧迫したりということでございますので、我々としては思い切ってできないと。志免町あたりは周辺に店も何もないわけでございますので、そういうことで提供もしやすいという状況になろうかと思います。

風呂の料金でございますが、私どもの風呂は毎日抜きかえをいたしております。清掃もいたしております。志免町は1週間で循環をさせております。これはレジオネラ菌という死に至る菌が発生したりするわけで、そういうことで、よく志免町は思い切って1週間も循環でやられておるなというのが僕は不思議でなりません。

そういうことで、水を大量にうちは使うということから、値段が上がっておるということでございますが、宇美町のいわゆる無料というのは、うちは福祉流通券とかあるいはボランティア券ということで発行しておりますので、何らかの形でそういったものに関わった方については、その券を利用いただければ安価になっていくという状況でございます。

あと、血圧計等については自動血圧計でございますけれども置いておるわけでございますが、それについてもオイコスと同様で、また原野議員の質問と同じようなことでございますけれども、いわゆる指導員が常時じゃなくて、その器具を使うあるいはその体力検査をする、あるいは体力づくりするメニューを作成するという時点で、そういった有資格者の導入といいますか、そういうものを考えていって、常設はしない。常設については家庭の中でやっていくということでござい

ますし、簡単なエルゴメーターだけでも必ず指導員を置いておかねばならないということで、今、議会事務局長もおりますが、私も健康課時代に福祉センターで、そういう施設を器具を利用してやろうかとしたときに、それは素人ではできないということで、断念をせざるを得なかったわけですが、それを常設させるということになりますと、非常に経費もかかっていくということで。

私は先ほど言いましたように、体力増強については商業施設等を使っただけであればいい。また、そこまで行かないという人たちについては、県の施設あるいは近隣の施設を利用する、それについて助成をしていくという方向で、現在、アクションについては安価な形で利用できる利用券を発行しておりますし、相当の数の人が利用しておる。プールについても同じことでしておるところでございます。

福祉センターをコミュニティの場として転換ということですが、私が先ほど申しましたように、福祉センターとオイコス是一体という考え方でしておりますので、あそこの中でいわゆるコミュニティを広めるコミュニケーションの場であるとか、いろんなことでしていただければいい。

それから、朝市が書いてありますが、あそこをオイコスのほうに行けば、自然食普及センター等もありますので、いろんなことで対応はしておりますけれども、利用される方がとりたてて要望は今のところ出ておりません。

ただ、サウナの要望は高かったんですけども、サウナになりますと体に落書きをした人たちが、特に利用されるというようなことで、故障を理由に今、どこの町の施設のサウナも廃止という形でしてあるところでございます。

要するにどこの福祉施設あるいは風呂等にしても、採算は決して合っていないということでございますが、やはり町民のために風呂、ジェットバス等を利用して、そして、またそこで団らんをしていただく、本町においては本当は昼間の利用者が増えてほしいわけですけども、昼間は余り増えてなくて、夜、いわゆる自家用の風呂の代替として活用されているのが多いのかなという気持ちがありますが、これは、正確にそういうことで調べておりませんが、利用者はどんどん増えておりますが、昼間の利用をもう少し増やしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 今、詳しく説明をいただきましたが、資料等を見ますと少しお風呂の数は減っているようでございます、私が調べたところによりますと。

それと、金額的にどれぐらいの金額がかかっているかというのをちょっと調べさせていただきました。26年度電気代はオイコスを含んで960万円、水道代もオイコスを含んでおりますが

900万円、「YUZUKA」これは外されているということでございますので、水道はほとんどお風呂のほうで使われておると思います。電気の方も半々ぐらいなのかなと、ジェットバス等も使われておりますし、と思っております。それと灯油が140万円、人件費として800万円弱ぐらいですね。それから、点検整備費役場払いのほうで300万円ほど、それからメンテナンス委託料、社協のほうで100万円ほどということで、電気代、オイコスを含んだ場合3,100万円ぐらいの支出がありますが、これは3分の2ぐらいで、2,000万円弱ぐらいが、まちの持ち出しになっているということでございます。

収入は前回866万円ほどあっておりますので、2,000万円ほど赤字、マイナスが出ているということで、これは故障したときの修理代等は入っておりませんし、故障したらその分、前回の空調のときでも、半月は休んでいるということなので、収入も減りますし運営も減ってくるということで、この2,000万円の赤字があるということでございますが、それ以上に、そのお風呂があるということの効果が期待できるのかなというのを一つ感じておりまして、近隣町のシーメイトは安いお風呂、隣にあっておるわけでございます。

お風呂をどのような位置として捉えてあるのかなということが一点で、2,000万円の赤字を出しても、お風呂が須恵町に必要なという意味で捉えてあるということであるならば、宇美町みたいに高齢者福祉に利用するとか、そして、オイコスと一体に福祉センターを捉えてあるということでございますので、例えば機能訓練にお風呂を利用して、オイコスの中でいろんなトレーニングをする。トレーニングというのも例えばボールを使用したりとか、いろんなタオル等を使用したものとか、それから器具等はトレーナーが要ということでございますので、それが無理ならば、そういうところの中で体操が週1回とか2回行われるように場所にならないのか。

そして、例えば日がわりメニュー的に月曜日はレクの会が体操しているよと、火曜日は保健師さんが健康相談しているよと、水曜日は昔の映画とか上映しているよ、木曜日はイベントがあるよとか、金曜日は健康の話があるよとかいうのを、例えば福祉センターの中の座敷の部分がありますよね、食事とかできる大広間、そこでも行えないのかなと。今、夜はほとんどそこは使われていない状況になっていると、ただ、今のつくりとしてはお風呂と一体化をしているので難しいとは思いますが、その辺を、外のほうから入って利用できるような付加価値をつけるとか、何か考えられないものなのかなと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 行政施設で利益が出そうなのは指定管理者制度にしておるわけですが、本町の施設、指定管理者として誰も受けてくれるようなものはないわけですが、アザレアホール等においても数千万円のいわゆる持ち出しが要っておる。その範囲については行政サービスという形のものと考えております。

しかしながら、全ての人が利用するわけじゃございませんので、受益者負担という形で、風呂についてもいわゆる受益者負担としての金額300円を払っていただくという形にしておりますが、風呂が必要なか必要でないのかと言われますと、それはもういろいろの意見があろうかと思いますが、風呂によって健康が維持増進されるということでもないというふうには思うわけでございます。

先ほど言われましたように風呂と一体となった健康づくりの事業というものをおこせばどうかということですが、それについては、前段、原野議員のときにもお答えいたしましたようにそういったこととタイアップしながら、新たな健康保持増進の事業について検討していくということでございまして、2,000万円程度、一風呂で年間赤字をしておることについては、若干大きい金額なのかなと思いますが、その辺も含めて必要であるかないか、必要でなければ廃止の方向でも含めて、担当課の方と検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 今2,000万円について大きい小さいか、お風呂がどのような価値を見出せていけるかなというところに係ってくるんじゃないかなと思っております。

ただ、お風呂に入りに来るだけじゃなくて、先ほども言いましたように健康保持増進のためにそのお風呂をいかに活用して、健康体操とかいろんなコミュニティの場として活用するとか、さまざまなものに活用できればその2,000万円はプラスの方向に働くんじゃないかと思ひますし、価値あるものに使っていただきたいなど。お風呂ということを健康増進に結びつけるようなものを、これから検討をしていっていただけることを期待しております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（三角 良人） 7番、松山力弥議員。

○議員（7番 松山 力弥） 議席番号7番、松山力弥です。時間も遅くなっていますが簡単には済ませていきますけども。今、国会では安保法案等がいろいろやっていますけども、きょうは私の一般質問は、有事に際の後方支援じゃありませんけど、須恵町の消防団の後方支援ということで一般質問をさせていただきます。

消防団は町の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、非常勤特別職の地方公務員である一方、ほかに本業を持ちながらも、自らの地域は自らが守るという郷土愛護の精神に基づき消防団に参加し、地域の消防防災活動に従事しています。日ごろの皆様の活動に感謝する

とともに敬意を表するところです。

消防団の訓練の一つであり、基本的な操法の習得を目指すための手順である操法においては、須恵町消防団は長年糟屋地区大会、県大会で上位入賞を果たし、レベルの高さは町内外誰しもが認めるところです。町民にとって大きな誉であり、喜びであります。

さて、この優秀な消防団の最も大きな役割の一つに、火災時の消火活動があります。そして、その消火活動に最も重要なのが消防水利施設です。施設が充実していないと、幾ら優秀な組織・団員がいても機能しません。

ことし6月26日に佐谷区で火災が発生しました。健康広場で操法大会の公式練習をしている全消防団が集結していたので、火災発生現場までの到着は早く、最後は粕屋南部消防署だったと思います。しかし、消防団が早く着いたにもかかわらず放水までの時間がかかりました。現場の横は農業用ため池がありましたが、消防車を接岸できず給水ができませんでした。次に、近くの第一浄水場に給水を頼みましたが、職員から断られました。結局、消防団員の中の町職員を通じて、再度浄水場をお願いしやつのことで給水が許可されました。万が一その火災に人命がかかったと思うと心配でたまりません。1分1秒を争います。

消防水利の設置は、消防法の規定により市町村であり、維持管理についても市町村が行わなければならないなりません。また、水道事業者は公共の消防のため、水道に消火栓をつけなければならないことが水道法に規定されています。水道事業者はすなわち町です。

ここで町長にお尋ねいたします。消防水利施設は十分設置されていますか。また、消防法の規定されている消防水利には、消火栓、防火水槽以外にも河川、池、プール等があります。浄水場がこの中にあるかわかりませんが、その施設は使用可能ですか。そのための整備はされていますか。また、火災時の職員への対応マニュアルはあるのか。消防団到着までの初期消火に必要な消火栓ボックス、防火水槽ボックス、須恵町全世帯を賄える整備はされていますか。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 日ごろの消防団の活動につきまして、御理解をいただいていることに感謝申し上げます。消防団員も非常に喜んでおるといふうに今思っておるところでございますが。

消防水利には井堰等いわゆる自然水利というものも含まれておるわけでございます。それと、公が設置しております防火水槽、あるいは消火栓というのがあるわけですが、これは4年に1回「消防水利調査」というのが全国的に行われておりまして、多分あれは80メートルの円と思うんですが、80メートルの円で住宅地があるところをずっと円を書いていくわけでございまして、昔、集落は集落として重なっておりましたので消火栓の数、防火水槽の数は非常に少なくて済んだわけですが、今のように連担地でずっとつながっていきますと、それが全て埋まるような形で

円を書いていくわけでございます。

円の中に入っておるのが何%とかということですが、糟屋中南部の平均して70%ぐらいのいわゆる充足率だというふうに、今思っておりますが、本町においてはもう80%を超えるぐらいの充足率があるかと思えます。

というのは、真ん中に須恵川という河川が入っておりますので、河川からの水を取るということでございますし、今年の3月ですか、春の防火週間のときでございますけれども、旅石川の河川を利用した防火訓練を行ったわけございまして、当然、ため池、河川等についても消防水利として指定をいたしておりますが。

先ほど言われましたように、佐谷区の火災の時に消防車が入れないということですが、佐谷では消防車では入れないから当然、可搬小型ポンプを財産組合のほうで購入していただいております、本来そこから池に可搬ポンプを持って行って、可搬ポンプから消防車に中継をつないでいくというような状況でございます。

それと、言われましたように消防車は着いておるけれども、なかなか水が出るまでに時間がかかると、本当周りで見よって、どうしてそんなに時間がかかるのかなという思いがしたりもするわけでございますが、20メートルありますそれぞれのホースをつないでいく、それも1本が長くなるといきましたと圧がかかり過ぎて爆発したりしますので、消防車の中継を必要とします。それが訓練であればどの地点でどの車に中継をしていくと、直結したり、あるいは中継バックに入れて、それをつないでいったりするわけですが、特に、消防車ですと直結が一番いいわけで、そうしますと5気圧で入れたものを、次のところは5気圧で出しますと先端は10気圧になりますので、その辺の調整とか、そういうややこしさが出てくるわけでございますが。

だから、普通危険性がないために中継バッグを利用した形でやっておるわけですが、それに伴う次の車が来ないと、一つの消防車が来て100メートルも長く放水をするということはありません、次の車が来るまで、そこで待つわけでございますので、当然時間はかかります。

そのために、南部消防としてはタンク車というのを持っております。何リッタータンクか知りませんが、来て初期消火、水利がないところでも車自体に水をいつも入れておりますので、それで消していくというためのポンプ車を持っておるわけです。そのあと長くかかるときに消火栓、あるいはいろんなものからつないで出すわけですが。

今回それをあそこの浄水場の近くにあったために、浄水場からの水が一番手っ取り早いんじゃないかという話でございますが、原則としてろ過池の水、そこに吸管を投げ込むことは危険性がありますので、細菌の問題とかいろいろありますので、それはやっておらないわけですが、最悪、前回したわけでございますが、そのための、例えば中柱田ため池、そういうところにつないで出すというのはオーケーなんです、それは水利として認めていますが、貯水槽、その浄化槽、

そこに吸管投げ込むというのは禁止をいたしております。

前は担当職員が黙視して許可をしたということですから、職員がおればそういう状態で臨機応変にしたんだろうと思いますが、原則としてしない。しかし、飲み水としての池、大福だとかそういうものについての吸管投げ込みは当然できる。

それから、植木のところの廃材を捨てる場所。（「中山でしょう」の声あり）それが24時間ぐらい燃えたときもあるわけですが、それについても下の大谷池から水を上げてやったわけですが、余りにも長かったわけで、ポンプ車1台が焼けてしまったというような状況も起こるわけですが、池、川、学校のプール、当然それは水利として利用するというふうなことに消防水利計画の中に上げておりますので、それを含めて充足率、中南部では70%、本町では80%ぐらいの充足率を持っているのではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 今、町長から御答弁いただきましたけども、その浄水場が水道で使われないということであれば、消防団にも水道、浄水場を扱えないと、だからよその池から取るようにと、職員にも徹底して、そうせんと開けた開けなかったで、またいろんな問題が出てくると思いますが、それはそのように徹底するか、または浄水場に消防用の防火用水を貯水池をつくらせておくとか、それも配慮をお願いしたいと思いますが、それをまたどうのこうのと言いませんけども、須恵町の上下水道給水条例の中の22条に、消防演習に消火栓を使用するときとか、消防用として水道を使用したときは、町長に届けなければならないとありますが、全く使てはいけないということは、これには書いてはないんですけども、そのときに応じてのあれだと思いたうんですけども、こういうのもありますので、そこら辺はやっぱり職員に徹底するとか。だから消防団にも、こういう場合は、浄水場がある場合はどこの池から取るかの指導をお願いしたいと思いたう。

それと、また、これも佐谷でございますけども、佐谷、新原、西地区等は、近隣町と町境があるわけでございますが、佐谷の田床組合で火災が発生したときに、たまたま田床組合の集会場の横に宇美町の消火栓があったわけでございますが、それをつなごうとしたら、それも断られたということがあって、その際もすぐに使ていいですよという許可をもらて使用させていただきますということを、消防団から聞いたわけでございますけども、そういう近隣町とのこの水道、1分1秒を争う人命に関わることで、いいとかだめとか、そういうことの出ること自体が私は思いたうんですけども、やっぱりそういう協定はできていないのか、協議はできていないのか。

それと、もう一つ、これも私地元のことで申しわけありませんが、観音谷組合で火災があったときに、私息子2人が消防団員しておるのですぐ一番にメールが入りますから、すぐ行ったら目

の前で煙が上がっていましたので、一番に行って初期消火を、消火栓を開けてやったわけですが、訓練は皆さんしていたものの、そこにあるのを忘れていて私が開けてやったわけですが、後から消防団が駆けつけて応援していただきましたけども、それも放水の配管は終わっているのに水が来ない。

横は池なんですけども、なぜか後から反省会をしたところ、野次馬が池のふちに車をとめて入れなかったということが判明しまして、初期消火も大事ですけども、消防団が来る前に地域の方は消防団以外、関係者以外の方を入れないようにバリケードをしようということで協議いたしました。

そういうことで私からのお願いでもありますけれども、それはわかっていることだと思いますけれども、多分、行政区にも消防団の後方支援ということで、そういうのを協力、周知徹底、また啓発をしていただきたい思います。

それと、農区が農閑期になりますと池を干すわけでございます。今、町長が農区のため池も、これは水利施設の一つと申しましたが、隣接している池同士が一緒に池を干した場合、または町のほうでいつも補修工事をやっていますけれども、その補修工事をするときあたりも、補修する池を干すならば、隣の池は開けておくとか、そこら辺の打ち合わせも農区とも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） まず、隣町との問題については応援協定というのがあるわけですが、それは、当然応援協定はできているというふうに思うわけですが。

ただ、問題は宇美町の水利の点検を佐谷の人がやっていないということですから、使いみちがわかりにくいとか、わかりづらいとかいうことはあるかと思いますが、当然、それは応援協定の中で、協定町としてその水を使っているということが書かれております。

それから、池についても、これは農業用水が主としてあるわけございまして、その片一方の池だけで対応できればこっちの池は要らんわけでございますので、両方空になるということは当然あり得るということでございますが、ただ、須恵川については、それぞれの農区で水が要らない状態のときも、井堰を上げて消防水利として確保できるという形はとっていただいております。協力はしていただいております。そういうことで、池についてはこちらからどのような形でという要望というか、お願いはなかなか難しい部分があるわけです。

それと消防車が到達前に野次馬等がという話でございますが、通常訓練の場合は、地元の消防団員が指図をして、そして何々分団はここに行け、あそこに行けという形で指示するわけですが、しかしながら、実際火事になりますと地元の分団が一番に行くわけございまして、地元の分団はもう消化のほうに行っておって、要するに車の交通整理とかできない状態が起こっております

ので、先ほど言われた問題が起こってくるわけですが、そうすると団服着た人が、車もその自分に向けて邪魔になるということで、それよりも早よう火消せよという話にもなりますので、そういう場合については非常に難しい、臨機応変さが必要と。

先ほど言いましたように、佐谷には消防車でございます。植木と本部が、佐谷は消防車で行かれないところがたくさんあるわけでございますので、可搬も大体持っているわけです。それは自前で、本来は、だから消防車で入れないところは可搬を持ち込んで、そこで池の土手に設置して、それから水を上げるとかいう形をとっていただいておりますが、今、どのようになっているかは私も細かくは知らないですけども、本来はそういうことで、それができていないということであれば、やはり佐谷と植木については、小さな可搬ポンプも本来消防車が行けないところがありますので、それを一緒につけておく、乗せておくということをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） 松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 私が言ったのは、町民が、地域の皆様が消防団が来るまでの車の整理をしていただくということです。

先ほどもう一つちょっと質問が漏れたんですけども、私、通告の中で学校が管理しておるプールと書いてありましたが、学校のプール等は今フェンスで囲まれまして、さっきマニュアルのことも言いましたけれども、学校関係のマニュアルもできているのかと。それと第一小学校には消防経験者から聞いたわけでございますけども、プールの横にフェンスに消防ホースが入る穴だろうと思っておりますけども、穴が開いていたそうでございます。しかしながら鍵がかかっていると。

そういうのも警備員さんおられる、昼間は学校の先生もおられますけども、そこら辺の鍵がどこにあるのか、学校関係もプールを防火用水に使用するのであれば、そこら辺も日ごろのマニュアル、いざ火事があったらどうするというのを徹底していただきたいと思っております。

何せ緊急を要する事態に、やっぱり住民の生命と財産を守る消防団、そして消防団員数の充実をちゃんとやってないと、消防団の目標は達成できないという事ありますので、せっかくうちの消防団はいい腕をしておりますので、それを我々住民が手のかかることをしてはいけないと、再度の協力を私は住民にお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 鍵で開けるわけじゃないんですよ。プールの場合は、消防はカッターとか斧でパンとすると、鍵はこうなっているところにちょっとフックがかかります、あれがパツと取れますので、すぐ開くということです。壊すということがもう前提で、鍵で開けるというあれ

は……。

ただ、須恵中学校はセコムになっておりますので、どうしようもない場合はセコムに通知する前に開けて、そして後からセコムが来ても、その消防で使ったということでもありますので、通常はセコム管理にはなっておりませんので、それはたたき壊すということでやっております。

○議員（7番 松山 力弥） ありがとうございます。私が勉強不足で申しわけありません。終わります。

○議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

○議長（三角 良人） 以上、本日の日程は全て終了しました。

昼食休憩後、午後1時より全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、9月16日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時55分散会